

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

入所サービス

3級地 地域単価 10.68

★ 多床室 単位:円 令和6年4月より

要介護度 負担割合	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5			
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
施設サービス費	1日	847	1,694	2,541	901	1,801	2,701	970	1,940	2,910	1,027	2,053	3,079	1,081	2,162	3,243
居住費	1日	600														
食費	1日	1,800(朝食:475、昼食:700、夕食:625)														
1日あたり 基本料金	1割	3,247			3,301			3,370			3,427			3,481		
	2割	4,094			4,201			4,340			4,453			4,562		
	3割	4,941			5,101			5,310			5,479			5,643		
1ヶ月(30日) あたり計	1割	97,410			99,030			101,100			102,810			104,430		
	2割	122,820			126,030			130,200			133,590			136,860		
	3割	148,230			153,030			159,300			164,370			169,290		
限度額証第1段階 をお持ちの方(生保)	1割	自費のみ			自費のみ			自費のみ			自費のみ			自費のみ		
限度額証第1段階 をお持ちの方(30日)	1割	34,410			36,030			38,100			39,810			41,430		
限度額証第2段階 をお持ちの方(30日)	1割	48,210			49,830			51,900			53,610			55,230		
限度額証第3段階① をお持ちの方(30日)	1割	56,010			57,630			59,700			61,410			63,030		
限度額証第3段階② をお持ちの方(30日)	1割	77,310			78,930			81,000			82,710			84,330		

★ 個室

要介護度 負担割合	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5			
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
施設サービス費	1日	766	1,532	2,298	815	1,630	2,445	885	1,769	2,653	943	1,886	2,829	996	1,991	2,986
居住費	1日	1,970														
食費	1日	1,800(朝食:475、昼食:700、夕食:625)														
個室代	1日	1,080														
1日あたり 基本料金	1割	5,616			5,665			5,735			5,793			5,846		
	2割	6,382			6,480			6,619			6,736			6,841		
	3割	7,148			7,295			7,503			7,679			7,836		
1ヶ月(30日) あたり計	1割	168,480			169,950			172,050			173,790			175,380		
	2割	191,460			194,400			198,570			202,080			205,230		
	3割	214,440			218,850			225,090			230,370			235,080		
限度額証第1段階 をお持ちの方(生保)	1割	32,400+自費			32,400+自費			32,400+自費			32,400+自費			32,400+自費		
限度額証第1段階 をお持ちの方(30日)	1割	79,080			80,550			82,650			84,390			85,980		
限度額証第2段階 をお持ちの方(30日)	1割	81,780			83,250			85,350			87,090			88,680		
限度額証第3段階① をお持ちの方(30日)	1割	114,180			115,650			117,750			119,490			121,080		
限度額証第3段階② をお持ちの方(30日)	1割	135,480			136,950			139,050			140,790			142,380		

※ 施設サービス費:施設サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等その他の必要なサービスを提供します。
 ※ 居住費:建築費用・水光熱費から算定します。
 ※ 上記の施設サービス費は、端数処理の為、実際の合計額と誤差が生じることがあります。
 ※ 上記の自己負担額は、消費税の課税対象ではありません。

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

★その他 加算料金

単位:円 令和6年6月より

負担割合	1割	2割	3割	摘要
夜勤職員配置加算	1日 26	52	77	夜勤帯において介護職員および看護職員を基準の人数以上配置している場合
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	1日 276	551	827	入所後3ヶ月以内にリハビリを行い、必要な情報を厚生労働省(LIFE)に提出した場合
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1日 214	428	641	入所後3ヶ月以内にリハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	1日 257	513	769	認知症の方で入所後3ヶ月以内にリハビリを行い、入所後に入所者の居室を訪問した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1日 129	257	385	認知症の方で入所後3ヶ月以内にリハビリを行った場合
認知症ケア加算	1日 82	163	244	認知症専門棟ご利用の方
若年性認知症入所者受入加算	1日 129	257	385	認知症専門棟ご利用の方で若年性認知症の方
外泊時費用	1日 387	774	1,160	外泊時に1ヶ月につき6日を限度として算定
外泊時費用(在宅サービス利用時)	1日 855	1,709	2,564	外泊時に施設職員が在宅サービスを提供した場合1ヶ月につき6日を限度として算定
初期加算Ⅰ	1日 64	128	192	入所後30日まで(急性期医療を担う医療機関から入所した場合)
初期加算Ⅱ	1日 32	64	96	入所後30日まで
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	1日 55	109	164	介護老人保健施設(基本型(加算型))の場合に算定
ターミナルケア加算11	1日 77	154	231	医師が医学的見地に基づき、回復の見込みがないと判断した利用者様で、入所者様やご家族様から看取りの同意を得て、計画が作成されている。また、随時説明をさせていただいた場合に算定 (お亡くなりになられた日によって加算額は変動)
ターミナルケア加算21	1日 171	342	513	
ターミナルケア加算31	1日 972	1,944	2,916	
ターミナルケア加算41	1日 2,030	4,059	6,088	
再入所時栄養連携加算	1回 214	428	641	医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)に、再入所後の栄養管理を行う管理栄養士がご家族の同意を得て、多職種相談の上、栄養ケア計画の原案を作成した場合
入所前後訪問指導加算Ⅱ	1回 481	962	1,442	入所予定日前30日から入所後7日までの間に、入所者の居室を訪問し、退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
退所時情報提供加算Ⅰ	1回 534	1,068	1,602	居室に退所後の主治医への診療情報提供をした場合
退所時情報提供加算Ⅱ	1回 267	534	801	医療機関に退所後の主治医への診療情報提供をした場合
退所時栄養情報連携加算	1回 75	150	225	退所後の主治医への栄養管理情報提供をした場合
入退所前連携加算Ⅰ	1回 641	1,282	1,923	入所後1ヵ月以内に退所後のサービスに向けて居室支援事業者へ情報提供をした場合
入退所前連携加算Ⅱ	1回 428	855	1,282	退所後のサービスに向けて居室支援事業者へ情報提供をした場合
訪問看護指示加算	1回 321	641	962	退所後、訪問看護等が必要な場合に主治医への情報提供をした場合
協力医療機関連携加算1	1月 107	214	321	相談・診療を行い緊急時に入院を受け入れる体制を常時確保している協力病院と連携している場合
経口移行加算	1日 30	60	90	経管栄養の方が経口栄養に移行する為の栄養管理及び支援が必要となった場合、ご家族の同意を得て、経口移行計画を作成した場合に算定
経口維持加算Ⅰ	1月 428	855	1,282	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、栄養管理の為の食事の観察及び会議を行った場合
経口維持加算Ⅱ	1月 107	214	321	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、栄養管理の為の食事の観察及び会議を行った場合。なおかつ外部の医師・STが加わった場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月 97	193	289	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月 118	235	353	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行い、かつ厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
療養食加算	1食 7	13	20	糖尿病食・減塩食等を提供した場合(1食につき)
緊急時治療管理	1日 554	1,107	1,660	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合(投薬・検査・注射・処置等)
所定疾患施設療養費Ⅰ	1日 256	511	766	所定疾患(肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全)について、投薬・検査・注射・処置等をおこなった場合(月7日間を限度)
認知症緊急対応加算	1日 214	428	641	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に施設への入所が必要であると判断された場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	1月 36	71	106	入所者又は家族等にリハビリテーション実施計画を説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月 4	7	10	入所者ごとの褥瘡の発生のリスクとモニタリング指標を用い少なくとも3ヶ月に一回評価を行い、その結果を厚生労働省(LIFE)に提出し、関連の者が共同し褥瘡ケア計画を作成した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月 14	28	42	入所者ごとの褥瘡の発生のリスクとモニタリング指標を用い少なくとも3ヶ月に一回評価を行い、その結果を厚生労働省(LIFE)に提出し、関連の者が共同し褥瘡ケア計画を作成し、また褥瘡のリスクがあるとされる入所者について、褥瘡の発生のない場合
排せつ支援加算Ⅰ	1月 11	22	32	「排尿」「排便」が「一部介助」又は「全介助」の場合、原因を分析しながら支援計画の作成及び支援を行い、厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
排せつ支援加算Ⅱ	1月 16	32	48	「排尿」「排便」が「一部介助」又は「全介助」の場合、原因を分析しながら支援計画の作成及び支援を行い、厚生労働省(LIFE)に情報提出し、排尿・排便のどちらか一方が入所時よりも改善されている場合
排せつ支援加算Ⅲ	1月 22	43	64	「排尿」「排便」が「一部介助」又は「全介助」の場合、原因を分析しながら支援計画の作成及び支援を行い、厚生労働省(LIFE)に情報提出し、排尿・排便のどちらか一方が入所時よりも改善されている場合、かつ、おむつ使用ありからなしに改善されている場合
自立支援促進加算	1月 321	641	962	定期的に全ての入所者に対する医学的評価とリハビリテーション等のアセスメントを実施し、日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	1月 43	86	129	ADL等の必要な情報を厚生労働省(LIFE)に提出した場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	1月 64	128	192	ADL等(服薬情報等も含む)の必要な情報を厚生労働省(LIFE)に提出した場合
安全対策体制加算	1月 22	43	64	安全対策の基準を満たしている場合(入所者一人につき1回を限度)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日 20	39	58	介護職員の総数の60%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月	ご利用単位により異なります。		厚生労働省の示す基準を満たしている場合(総単位数×39/1000) ※令和6年5月まで
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月	ご利用単位により異なります。		厚生労働省の示す基準を満たしている場合(総単位数×21/1000) ※令和6年5月まで
ベースアップ等支援加算	1月	ご利用単位により異なります。		厚生労働省の示す基準を満たしている場合(総単位数×8/1000) ※令和6年5月まで
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月	ご利用単位により異なります。		厚生労働省の示す基準を満たしている場合(総単位数×75/1000) ※令和6年6月より
普段着セット	1日 492	492	492	レンタル着をご利用される方(オプションは別料金)
私物洗濯代	1日 162	162	162	業者洗濯をご利用される方
理美容代・ウィング(第1.3火曜日)	1回 1,650	1,650	1,650	ご希望の方は事前申し込み(パーマ・カラー等は別料金)
理美容代・カットハウスカエ(第2.4木曜日)	1回 1,700	1,700	1,700	ご希望の方は事前申し込み(パーマ・カラー等は別料金)

※上記の加算は消費税の課税対象ではありません。※上記の加算は端数処理の為、実際の合計額と誤差が生じることがあります。※普段着セット・私物洗濯代・理美容代は、内税になります。